

## 恵庭市学校訪問指導 『ことばの訪問指導』



ごあいさつ



さいとうのりこ  
言語聴覚士の 齋 藤 修子です。

保護者のみなさん、学校の先生と  
協力しながら、コミュニケーションを  
をサポートしていきます。

よろしくお願い致します。

### 【お問い合わせ】

恵庭市教育委員会 教育部教育支援課  
〒061-1498

恵庭市新町 10 番地

☎：0123-33-3131（内線 1631）

## ことばの訪問指導について

### 訪問指導実施日

|                | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 午前<br>(1～4時間目) | ○ | ○ | 休 | ○ | ○ |
| 午後<br>(5～6時間目) | ○ | ○ | 休 | ○ | ○ |
| 15:30～         | ○ | ○ |   | ○ | ○ |

※支援学級在籍の場合は「自立」の時間として  
授業時間で対応します。

※学校行事などで指導がお休みになる事が不  
定期であります。

### 指導日について

- ・曜日、時間は固定です。

### 指導時間

- ・小学生：45分
- ・中学生：50分

※授業と同じ長さです。

### 指導場所

- ・在籍校の相談室など学級とは別の教室  
で行います。

### どのように申し込みますか？

- ① 保護者・学校（担任・特別支援コーディネーター）から支援課へ申し込みます。
- ② 教育相談日時を決め、在籍校にて本人・保護者・学校から普段の様子や困り事をお聞きしたり、必要な検査を行い、利用を検討します。
- ③ 訪問指導の利用が決定した場合、利用開始の手続きを行い、訪問指導が開始になります。

### ことばの教室との違いはなんですか？

『ことばの教室』は学校教育法に定められた国の制度（通級指導）で運営されます。

『訪問指導』は市内の幅広い子ども達を対象に  
お子様の困り感に対し、出来るだけ丁寧に対応  
する事を目的とした教育支援事業の一つで恵庭  
市独自の制度の為、利用対象が違います。

### 「ことばの訪問指導」ってなんですか？

ことばやコミュニケーションに対して困り感  
のあるお子さんに対して在籍校に指導員が訪問  
し、個別の指導や支援を行います。

恵庭市内の小・中学校に通っていれば利用でき  
ます。

随時相談を受け付けています。相談や利用の申  
し込みは各校のコーディネーターを通し、支援課  
へご連絡下さい。

### どんな子が利用できますか？

- ・発音がはっきりしない。
- ・お話のはじめのことばがつまったり、繰り返  
したりする。
- ・お家や家族の前では話せるが、場所や人が違  
うとことばが出なくなってしまう。
- ・ことばで上手く表現する事が苦手。
- ・お話を聞いて理解する事が難しい。

などのことばに関する困り感のある場合に利用  
できます。

具体的には…

- 上記の困り感のある支援学級に通っている  
小学生。  
(通常学級に通う小学生は「ことばの教室」に  
通える為、利用出来ません。)
- 上記の困り感のある中学生。